

添付書類一覧表

会員死亡 (交通事故による)	医師の死亡診断書又は死体検案書、会員と請求者との関係が記載された戸籍謄本	
	傷害事故発生通知書(全労済指定の用紙で事故から30日以内に提出)	
	交通事故である証明書(自動車安全運転センター各都道府県事務所で発行)	
	※エレベータ、列車、航空機、及び船舶等はそれぞれ証明機関が違います	
会員死亡 (不慮の事故による)	医師の死亡診断書又は死体検案書、会員と請求者との関係が記載された戸籍謄本	
	傷害事故発生通知書(全労済指定の用紙で事故から30日以内に提出)	
	不慮の事故証明書(労災保険請求書+支給決定通知書の写し等)	
会員死亡 (その他)	医師の死亡診断書又は死体検案書、会員と請求者との関係が記載された戸籍謄本	
配偶者・子・親の死亡	代表者の証明を持って代える	
重度障害・障害見舞金	医師の後遺障害診断書(全労済指定の用紙)	
	交通事故の場合は	交通事故である証明書 (自動車安全運転センター各都道府県事務所で発行)
	不慮の事故の場合は	不慮の事故証明書 (労災保険請求書+支給決定通知書の写し等)
傷病見舞金	傷病による休業期間が確認できる医師の診断書又は 健康保険等の傷病手当金請求書の写し等	
住宅災害見舞金	関係官署の罹災証明書、その他当共済会が必要と認めるもの	
	※住宅災害時は全労済の職員が現場調査を行うので、災害時には事務局に速やかにご連絡ください。	
	住宅災害による同居親族の死亡の場合は	死亡日・死因が記載された医師の死亡診断書
結婚祝	代表者の証明を持って代える	
子の出生祝	代表者の証明を持って代える	
子の就学祝 (小・中学校)	代表者の証明を持って代える	
退職餞別金	代表者の証明を持って代える	
	※共済会加入3年以上の定年退職者に限ります。	

※共済給付金の内容によっては、上記以外の添付書類が必要な場合があります。
事務局にお問い合わせください。

稚内市勤労者共済会(事務局)

〒097-8686

稚内市中央3丁目13番15号 稚内市役所 水産商工課内
TEL(0162)23-6467 FAX(0162)23-7999